		般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を控除した額を内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（各部門設備については、一般送配電事業等に係る各部門設備を除く。）で整理して得た額を用いるものとする。「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」及び「法人税等」において同じ。）又は直課された各部門普及開発関係費比		
養成費	直課された各部門人員数比	—	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	—	同　上
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	—	直課された人員数比
減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	同　上	—	同　上	—
共有設備費等分担額				
共有設備費等分担額（貸方）				
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門原価比	—	同　上
開発費	各部門研究費比	—	—	研究費比
開発費償却	同　上	—	—	同　上
株式交付費	各部門設備別帳簿原価比	—	—	直課された人員数比
株式交付費償却	同　上	—	—	同　上
社債発行費	同　上	—	—	同　上
社債発行費償却	同　上	—	—	同　上
法人税等	—	各部門原価比	—	同　上
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（送電部門、変電部門及び配電部門の設備の帳簿価額は、零とする。）	—	同　上

第３表

水力・火力・新エネルギー等発電費の整理の基準

１．水力・火力・新エネルギー等発電費の離島供給費及び非離島供給費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

２．非離島供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準

⑴　事業者が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の基礎原価等項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、基礎原価等項目ごとに、配賦基準（原価算定期間における当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力の占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

⑵　⑴以外の基礎原価等項目ごとの額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

注　第39条第２項及び第41条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第４項及び第24条第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第４表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	水力・火力・新エネルギー等発電費（第３表１．⑵関係）		販売費（第１表２．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	直課された人員数比	直課された人員数比	—